重要性，そしてその解決に向けての国民に対する責任につき，参議院ないし国会がどの程度真摯に考えているのかについて改めて疑いが抱かれることになることは，18年判決補足意見の末尾において既に指摘しておいたとおりである。本件選挙は，この法改正の後初めて行われた選挙であるから，現時点において改めて，上記のような見地から，この４増４減措置等についての評価がなされなければならないことになる。

３　参議院において，４増４減措置の導入が，少なくとも表向きは差し当たり暫定的なものとされていたことは，その後選挙制度に関し参議院改革協議会が４回にわたって開かれ，その第３回会議（平成20年６月９日）には，「参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）」が設置されていること（当審に顕著な事実）からも推認される。他方でしかし，同専門委員会が第１回目の会議を開いたのは，その半年後の同年12月19日になってようやくのこと（同）であり，しかも，（公にされている限りでは）そこで実質的な検討が行われた気配は窺われない。このことは，その後開催された同専門委員会の諸会議においても基本的に同様であって，要するに参議院は，先の４増４減措置の導入後現在に至るまで，およそ３年間にもわたって，更なる定数是正につき本格的な検討を行っているようには見受けられないのである。そして，それが何故であるか，更なる定数是正にはどのような理論的・実際的な問題が存在し，どのような困難があるために改革の前進が妨げられているのか等について，参議院は，国民の前に一向にこれを明らかにしようとはしていない。

４　投票価値の平等という見地からする限り，最大較差４倍超という数字をもってなお平等が保たれているということは，本来無理な強弁というべく，それにもかかわらずこれを合憲であるというためには，それを許す合理的な理由の存在と，それについての立法府自らの国民に対する明確な説明，及び問題解決に向けての絶えざる真摯な努力が必要であるといわなければならない。そして，このような見地からするとき，参議院における上記のような状況をもって，なおこれを立法府の義務に適った裁量の枠内にあるものと認めることができるか否かについては，正直なところ，甚だ心もとないものがあるといわざるを得ず，先のいわゆる４増４減措置についても，その導入の真意につきいささかの疑念を抱かざるを得ないところではある。こういった意味において，本件選挙当時既に本件定数配分規定が違憲というべき状態にあったと考える余地も無いではない。ただ，少なくとも本件選挙が行われた当時においては，いわゆる４増４減措置自体につき，なお，その後の本格的改正作業に向けての暫定的な措置としての位置付けを認め得るものであったこと，また，誠に遅々たる歩みであるとはいえ，参議院において，平成16年大法廷判決の趣旨等をも踏まえ選挙制度の改革に向けての前進をなお続けようとの気運が消失してしまったとまで見ることはできないこと等に鑑みるならば，参議院における上記のような検討状況についての憲法的判断は，今後の動向を注意深く見守りつつ，次回の参議院議員通常選挙の時期において改めて行うこととするのも，現時点では一つの選択肢であろうかと考える。

多数意見は，参議院議員選挙制度の抜本的改革を行うためにはある程度の時間的余裕が必要となることを一つの理由として，本件選挙当時の本件定数配分規定を必ずしも違憲とはいえないものとしたが，いうまでもなくそれは，そのことを口実に，立法府が改革のための作業を怠ることを是認するものではない。仮に，早期の結論を得ることが困難であるというならば，その具体的な理由と作業の現状とを絶えず国民に対して明確に説明することが不可欠なのであって，それを欠くままに徒らに現状を引き摺るようなことがあるとするならば，立法府自らの手による議員定数是正措置に向けての残された期待と信頼とが遂に消失してしまう事態を招くことも，避けられないというべきであろう。

裁判官竹内行夫の補足意見は，次のとおりである。

私は，多数意見に同調するものであるが，その５項において触れられている現行参議院議員選挙制度の仕組みの見直しについての適切な検討に関して，私の意見を補足して述べておきたい。

多数意見が指摘するとおり「このような見直しを行うについては，参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要」であるところ，そのような政治的判断を行うに当たっては，投票価値の平等の重要性を踏まえつつも，単なる議員定数配分上の数の問題としてではなく，国会を国権の最高機関として位置づけて二院制を採用した憲法の下における国家の統治機構の在り方にかかわる問題として，広い観点から，これを検討する必要がある。国会が，憲法の定めたところの趣旨にのっとり十分にその機能を発揮することが，国民生活にとり重要であると考えるからである。

憲法は，二院制を採用し，衆議院と参議院がそれぞれ特色のある機能を発揮することを予定している。憲法43条は，両議院とも全国民を代表する選挙された議員により組織されるもの（国民代表原理）と定めている。そして，投票価値平等の理念は，衆議院議員選挙のみならず参議院議員選挙においても妥当するが，憲法が二院制を採用した趣旨からして，選挙の仕組みにおける選出基盤に関する理念が両議院の間で同じでなければならないということはなく，異なって当然である。衆議院議員選挙については，「各選挙区の選挙人数又は人口数（中略）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべき」（最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁）であるとされ，厳格な投票価値の平等が求められているところであるが，他方，参議院議員選挙制度の仕組みについては，国民各層の種々の利害や考えを公正かつ効果的に吸収する多角的民意反映の考えに基づいて，厳格な人口比例主義以外の合理的な政策的目的ないし理由をより広く考慮することは，二院制の趣旨に合致するものである。

以上は昭和58年大法廷判決以来の累次の当審判例の趣旨とするところであり，これらの判例法理が認めるように，憲法は投票価値の平等を要求しているが，それが参議院議員選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではない。私は，衆議院議員の選挙においては，人口に基づいて議員定数を配分することが重視されることが当然であると考えるが，参議院も同様の厳格な人口比例原理を選出基盤とした議員により構成するとすれば，参議院は「第二衆議院」ともいうべきものとなりかねず，憲法が採用した二院制の趣旨が損なわれる結果になることを危惧する。むしろ参議院議員の選出基盤が衆議院議員のそれと異なる要素を有することによって，両院あいまって，国会が総体として公正かつ効果的に国民を代表する機関たり得ると考えられるのである。国民の利益は複雑で，意見は多様であるため，人口の多寡を基準にした選出基盤だけでは多様な民意が十分反映されない。一例を挙げれば，人口が集中した大都市地域と人口の少ない地方の間では，異なった問題があり，異なった解決策が求められることも少なくない。今日の日本においては，全国をカバーする交通網や情報網は著しく発達したものとなったが，大都市と地方の間の種々の面における不均衡の問題はむしろより深刻になったという指摘も見られ，国政と地方の関係に関する問題意識や地方分権に関する議論が高まっているのが現状である。多種多様の問題に対応して国土のバランスの取れた発展を期するためには，地方の実情と問題意識に通暁した者が国政に参画することが必要であるが，人口の多寡により定数配分が定められる仕組みにおいては，国会議員が国民全体の代表者であるとしても，人口の少ない地域の問題意識を国会に十分反映させることには実際上困難を伴う。単純な人口比例原理の問題点を補う仕組みを設けることには十分な合理性があり，人口比例原理により選出される議員から成る衆議院とそれとは異なる選出基盤をも併せて用いる参議院とがあいまって，多様な民意を二院制の国会に反映させることができるとされてきているのである。

ところで，現行の参議院議員選挙制度の仕組みにおいて，比例代表選出議員の選挙に関しては，１人１票の価値の原則が実現している。投票価値の平等との関係で問題となるのは選挙区選挙についてである。多数意見が指摘するとおり，選挙区選挙に関する現行の選挙制度の仕組みの下においては，最大較差の大幅な縮小を図ることは困難な事情がある。これは，憲法46条が参議院議員の任期を６年とし，その半数を３年ごとに改選することを求めていることと関係がある。現行制度においては，半数改選を実現するため都道府県単位の各選挙区に偶数の定数配分（最小限２人）を行っているが，投票価値の平等化のための措置として，仮にこれを奇数配分（最小限１人）にして，平成12年10月実施の国勢調査による人口に基づき最大剰余方式により定数配分を行うとすると，47選挙区のうち15選挙区の定数が１人となる。この場合，これら15県の選挙人は６年に一度しか投票し得ないこととなり，これは３年ごとに選挙が行われる定数２人以上の選挙区の選挙人の半分しか投票機会がないことを意味するが，このような絶対的不平等が許容されるとは思えない。